

※ この履修モデルはあくまでも1年間の履修計画のイメージを持っていただくためのものです。実際の履修計画は受講生と相談のうえ決定します。

【法実務スキルアップのための特別教育プログラム（医療・福祉法実務コース）履修モデル】

1. 具体的な開講日と時間帯について

- (1) 履修期間：秋季募集11月～翌9月の1年間
- (2) 授業時間帯：定期開講は原則18時30分～20時とするが、受講生の希望に合わせ（受講生間で調整して）授業時間帯を決める。
ただし、定期開講科目であっても、土・日・祝祭日に授業を行うことがある。
- (3) 集中講義：原則、土・日・祝祭日に開講とする。

2. 履修時間数等について

- (1) 総履修時間数は120時間（受講時間60時間＋予習時間60時間）
- (2) 月平均履修時間数は12時間＝1月4コマ平均（予習時間を含む）
- (3) 週平均履修時間数は3時間＝1コマ（予習時間を含む）
- (4) 履修モデル

次の履修モデルはあくまでも1年間の履修計画のイメージを持っていただくためのものであり、実際の履修計画は受講生と相談のうえ決定する。

また、実際に授業を行う曜日時間帯は各科目の受講生相互間で調整して決める。

	授 業 日	授 業 内 容
第1回	11月17日（火）	民法1（契約法）（1）
第2回	24日（火）	民法1（契約法）（2）
第3回	12月1日（火）	民法1（契約法）（3）
第4回	8日（火）	民法1（契約法）（4）
第5回	15日（火）	民法1（契約法）（5）
第6回	22日（火）	民法2（不法行為法）（1）
第7回	1月12日（火）	民法2（不法行為法）（2）
第8回	19日（火）	民法2（不法行為法）（3）
第9回	26日（火）	民法2（不法行為法）（4）
第10回	2月2日（火）	民法2（不法行為法）（5）
第11回	9日（火）	民事手続法（1）
第12回	16日（火）	民事手続法（2）
第13回	23日（火）	民事手続法（3）
第14回	3月1日（火）	民事手続法（4）
第15回	3月8日（火）	民事手続法（5）

テーマ名：「医療行為の法的性格と医療過誤をめぐる法実務について」

	授 業 日	授 業 内 容
第1回	5月10日(火)	医療行為と医療契約の法的性格(1) 医療行為の特質
第2回	17日(火)	医療行為と医療契約の法的性格(2) 医療契約の法的性格
第3回	24日(火)	医療行為と医療契約の法的性格(3) 事例研究
第4回	31日(火)	医療過誤における過失論(1) 医療水準論の意義と限界
第5回	6月7日(火)	医療過誤における過失論(2) 医療慣行と医師の裁量
第6回	14日(火)	医療過誤における過失論(3) 事例研究
第7回	21日(火)	医療過誤における責任主体論(1) チーム医療の現状と責任主体の問題
第8回	28日(火)	医療過誤における責任主体論(2) チーム医療における帰責性の問題
第9回	7月5日(火)	医療過誤における責任主体論(3) 事例研究
第10回	12日(火)	医療過誤における因果関係論・損害論(1) 因果関係の認定と損害の有無及び範囲の認定
第11回	19日(火)	医療過誤における因果関係論・損害論(2) 延命利益等被侵害法益と損害賠償の範囲
第12回	26日(火)	医療過誤における因果関係論・損害論(3) 事例研究
第13回	8月2日(火)	医療過誤における医療訴訟論(1) 医療過誤事件における訴訟法上の問題点(審理の方式, 証拠保全, 文書提出命令, 診療記録の開示など)
第14回	9日(火)	医療過誤における医療訴訟論(2) 医療過誤事件における訴訟法上の問題点(専門委員制度, 医療鑑定のあるり方と鑑定結果の評価方法など)
第15回	23日(火)	医療過誤における医療訴訟論(3) 事例研究